

NSRR 許認可申請業務に関する
労働者派遣契約

仕様書

NSRR許認可申請業務に関する労働者派遣契約 仕様書

1. 目的

本仕様書は、NSRR 許認可申請業務に従事する労働者の派遣について定めたものである。

2. 業務内容

NSRR許認可申請に関する業務として、以下の業務を実施する。また、これらに附隨する業務を行う。

(1) 原子炉設置変更許可申請及び使用変更許可申請に係る業務

- ①原子炉設置変更許可申請書(NSRR原子炉施設)及び使用変更許可申請書の作成
- ②機構内審査の手続き、審査資料の作成及び審査対応
- ③規制庁審査会合等の手続き、審査資料の作成及び審査対応
- ④品質マネジメントに係る文書及び記録の作成、管理

(2) 原子力科学研究所の原子炉施設(NSRR原子炉施設)の変更に係る設計及び工事の計画の認可(以下「設工認」という。)申請に係る業務

- ①設工認申請書の作成
- ②機構内審査の手続き、審査資料の作成及び審査対応
- ③規制庁審査会合等の手続き、審査資料の作成及び審査対応
- ④品質マネジメントに係る文書及び記録の作成、管理

(3) 使用前確認及び使用前事業者検査に係る業務

- ①使用前確認申請書の作成
- ②使用前事業者検査に係る文書及び記録の作成、管理

(4) 原子力科学研究所原子炉施設保安規定変更認可申請及び原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定変更認可申請に係る業務

- ①原子力科学研究所原子炉施設保安規定変更認可申請書及び原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定変更認可申請書の作成
- ②機構内審査の手続き、審査資料の作成及び審査対応
- ③規制庁審査会合等の手続き、審査資料の作成及び審査対応
- ④品質マネジメントに係る文書及び記録の作成、管理

(5) NSRR 施設の巡視、点検、検査等

- ①上記(1)～(4)に必要な知識の習得及び力量を向上させるための NSRR 施設の日常巡視及び点検、定期事業者検査等

(6) 文書管理に係る業務

- ①上記(1)～(4)に伴う要領、手引等の改定に係る業務

(7) 資料、文章作成業務に係る事務用機器の操作

- ①財務契約系情報システム、文書決済システム等への情報の入力
- ②文書作成ソフトを用いた文書作成作業
- ③プレゼン資料作成ソフトを用いた資料の作成業務

(8) 保安規定の要求事項への対応

- ①保安活動に関する意識向上のための啓発
- ②保安教育訓練の受講及び保安訓練等への参加

(9) その他の業務

- ①指揮命令者が必要と認めた会議等の参加

(10) 作業担当者としての業務

上記(1)～(4)の業務を担当する。

3. 派遣労働者の要件等

派遣労働者の要件については、以下に掲げるものとする。

(1) 派遣労働者の基本的要件

- 1) システム等の基本的操作が可能で、これらのパソコンソフトを活用して事務処理が出来る者とする。

①Microsoft word・Excel により書類作成・印刷等の操作ができ、Microsoft Excel については、関数を用いた表計算・グラフ作成を行うことができる。

②Microsoft Edge により Web ページを閲覧し、業務に必要な情報を入手できる。

③Adobe Reader 等により PDF ファイルの閲覧、印刷等の操作ができる。

(2) 技術的要件

- ・放射線業務従事者であること。
- ・2D 及び 3D-CAD を使用した機械設計又は流動解析の経験を有していること。
- ・設計書等の作成の経験を有していること。
- ・設計から製作までの一連の技術業務の経験を有していること。
- ・2項の業務に必要な各種アプリケーションソフト(Microsoft word・Excel 、2D 又は 3D-CAD 等)の操作が可能であること。

(3) 業務遂行にあたり派遣労働者が具備すべき条件

- ・指示された作業を把握し、問題なく対応できる。
- ・指示された作業の計画の作成を的確に行える。
- ・職務上の問題点を専門的知識に照らして、分析し、いろいろな視点から新しい考え方やより良い方法を求め、問題解決の手段・方法を具体化した上で、正確に作業を遂行できる。
- ・個人の信頼性確認制度の審査に合格し、防護区分Ⅱ施設の常時立入者に指定できる。

(4) 派遣労働者の条件

- ・派遣労働者を「無期雇用派遣労働者に限定する」

(5) 派遣労働者が従事する業務に伴う責任の程度

- ・役職なし。

4. 組織単位

原子力科学研究所 研究基盤技術部 NSRR管理課

5. 就業場所

茨城県那珂郡東海村大字白方2番地の4

日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所
研究基盤技術部 NSRR管理課 技術管理チーム

TEL:029-282-5956

- ・ NSRR原子炉建家
- ・ NSRR制御棟
- ・ NSRR燃料棟
- ・ NSRR照射物管理棟
- ・ NSRR実験棟
- ・ NSRR居室棟及び附属建家
- ・ NSRR機械棟
- ・ その他、指揮命令者と事前に協議して定めた場所

なお、機構が認めた場合に限り必要に応じて在宅勤務を命ずることがある。その場合の就業場所は、派遣労働者の自宅とし、在宅勤務により発生する一切の経費(通信費・水道光熱費等)については、派遣労働者又は派遣元の負担とする。

また、在宅勤務にあたっても、機構のルール及び指示に従うこと。

6. 指揮命令者

日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所

研究基盤技術部 NSRR管理課長

TEL:029-282-5315

7. 派遣期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

8. 就業日

土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始(12月29日～1月3日)、機構創立記念日(10月の第1金曜日とする。但し、10月1日が金曜日の場合は、10月8日とする。)、その他当機構が指定する日(以下「休日」という。)を除く毎日。

ただし、当機構の業務の都合により、休日労働を行わせることができる。

なお、休日労働の対価は、契約書別紙に基づき支払う。

9. 就業時間及び休憩時間

- (1) 就業時間9時から17時30分まで
- (2) 休憩時間12時から13時まで

当機構の業務の都合により、就業時間外労働を行わせることができる。

就業時間外の労働の対価は、契約書別紙に基づき支払う。

ただし、機構が業務に支障がないと認めた場合は就業時間を変更することができる。なお、指揮命令者は派遣元へ事前に適用の可否を確認するものとする。

10. 派遣先責任者

原子力科学研究所 プロモーション・オフィス 労務課 副主幹 兼
原子力科学研究所 人材開発部

11. 派遣人員

1名

12. 業務終了の確認

機構が定める就業状況報告により本仕様書の定める業務の終了を確認する。

13. 提出書類（部数：次の提出先に各1部、提出先：「指揮命令者」及び「派遣先責任者」）

- (1) 労働者派遣事業許可証(写)(契約後)
- (2) 派遣元の時間外休日勤務協定書(写)(契約後及び変更の都度速やかに)
- (3) 派遣元責任者の所属、氏名、電話番号(契約後及び変更の都度速やかに)
- (4) 派遣労働者の氏名等を明らかにした労働者派遣通知書(契約後及び変更の都度速やかに)
- (5) 派遣労働者の社会保険、雇用保険の被保険者資格の取得を証する書類(契約後及び変更の都度速やかに)※届出日付又は取得日付を含む。
- (6) 個人の信頼性確認に必要な個人情報※〔自己申告書(機構が定める様式用紙)及び原子力規制委員会告示第一号(平成31年3月1日)に示す公的機関証明書類等(運転免許証の写し、住民票記載事項証明書の原本、パスポートの写し(必要に応じて)、身分証明書の原本、その他必要な公的証明書類等の原本または写し)より必要に応じて選定し、自己申告書に添付すること〕
- (7) その他必要となる書類

14. グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律)に適用する環境物品(事務用品、OA機器等)が発生する場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様に定める提出図書(納入印刷物)については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

15. 特記事項

- (1) 当機構の業務の都合により国内出張等を命ずることがある。この場合の出張旅費等については、契約書別紙に定める費用を当機構が負担する。
- (2) NSRR 施設に従事している際に、非常事態が発生した場合は、事故現場責任者の指示に従うものとする。
- (3) 原子力規制委員会規則第一号(平成 31 年 3 月 1 日)に基づき、区分 I 及び区分 II の防護区域等への常時立入のための証明書の発行又は秘密情報取扱者の指定を受けようとする者については、あらかじめ、妨害破壊行為等を行うおそれがあるか否か又は特定核燃料物質の防護に関する秘密の取扱いを行った場合にこれを漏らすおそれがあるか否かについて原子力機構が確認を行うため、これに伴い必要となる個人情報の提出(原子力規制委員会告示第一号(平成 31 年 3 月 1 日))に指定された公的証明書※の取得及び提出を含む)、適性検査、面接の受検等に協力すること。また、受検の結果、妨害破壊行為等を行うおそれがある又は特定核燃料物質の防護に関する秘密の取扱いを行った場合にこれを漏らすおそれがあると判断された場合、区分 I 及び区分 II の防護区域等への常時立入のための証明書の発行及び核物質防護に係る秘密情報取扱者の指定を受けることはできない。

※居住している地域を管轄する地方公共団体が発行する住民票記載事項証明書及び身分証明書またはこれに準ずる書類(原子力機構が薬物検査及びアルコール検査を実施するため医師の診断書は不要(不合格となった場合を除く))